

第2章 みどりと環境

第1項 みどり豊かなまちづくり

1 概要

練馬区では良好な樹林地を保全するために、全国の他の自治体に先駆けて憩いの森制度を創設しました。これを契機とし昭和52年、「みどりを保護し回復する条例」（平成19年に「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」に改正）を制定し、新たなみどりを創出するための施策として公園緑地等の整備、みどりの街並みづくり助成制度等による民有地の緑化といった多様な緑化施策を展開しています。平成10年には地域特性を活かした個性あるみどりの保全や創出を行うために「練馬区みどりの基本計画」（平成21年に改定）を策定し、平成18年には、今の子どもたちが大人になって活躍する概ね30年後に練馬区の緑被率を30%にすることを目指し「みどり30推進計画」を策定しました。「みどり30推進計画」については前期5か年の事業計画が終了し、平成24年度に第二期事業計画を策定しました。

(1) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

区は、昭和52年3月に「みどりを保護し回復する条例」、また、昭和57年には「みどりを保護し回復する計画」を定め、これらを基本としたみどりのまちづくりを積極的に行ってきました。その後、平成3年には「第二次みどりを保護し回復する計画」を定め、練馬のみどりを石神井川、白子川、旧田柄川の3つの河川に沿った軸でとらえ、これらの軸を中心に、みどりの拠点の整備、充実を目指してきました。

また、条例制定から約30年を経て練馬のみどりを取り巻く環境が著しく変化してきたことから、区のみどりの実態および将来を見据えた条例の見直しが必要となりました。

そのため、みどりのまちづくりを総合的・計画的に推進することを目的として、現状の課題を解決する新しい緑化制度等を盛り込んだ「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」へ改正し、平成19年12月に制定しました。

(2) 練馬区みどりの基本計画

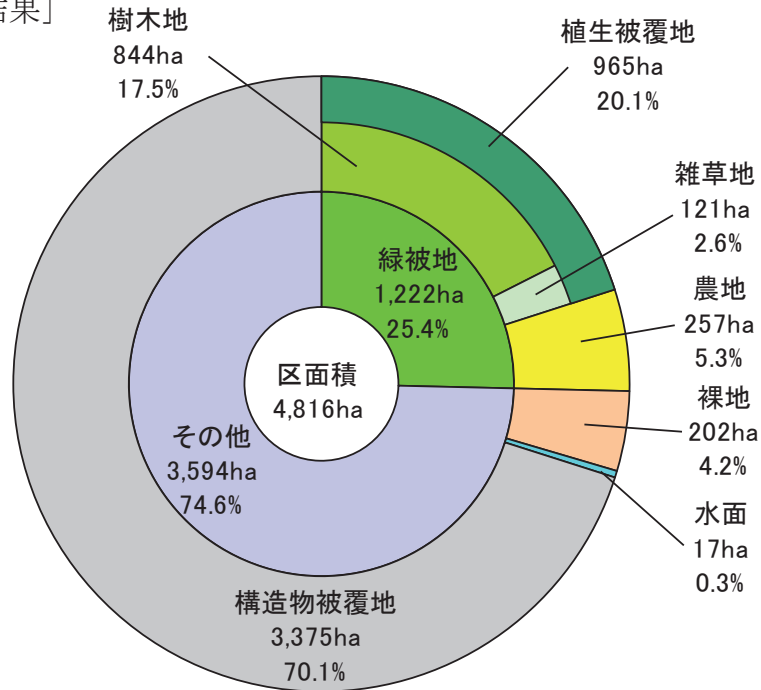
区は、都市緑地法に基づく「練馬区みどりの基本計画」を平成10年に策定し、総合的に緑化行政を進めてきました。平成21年1月には、策定から10年を経たことから、その成果や課題を整理し、平成18年に実施したみどりの実態調査や社会動向、関連する法制度の状況を踏まえ、改定を行いました。新しい計画では、みどりの将来像として「みどりを愛し いのちを守りはぐくむまち ねりま」を掲げ、「区民みんなのみどりを愛しはぐくみます」、「いのちをはぐくみます」、「郷土のみどりを継承します」、「新しいみどりをひろげます」、「みどりと水のネットワークをつくります」の5つの基本方針のもとに施策を示しています。数値目標は、①区民一人当たり公園面積6㎡ ②緑被率30%を目指す の2点を挙げています。

(3) みどりの実態調査

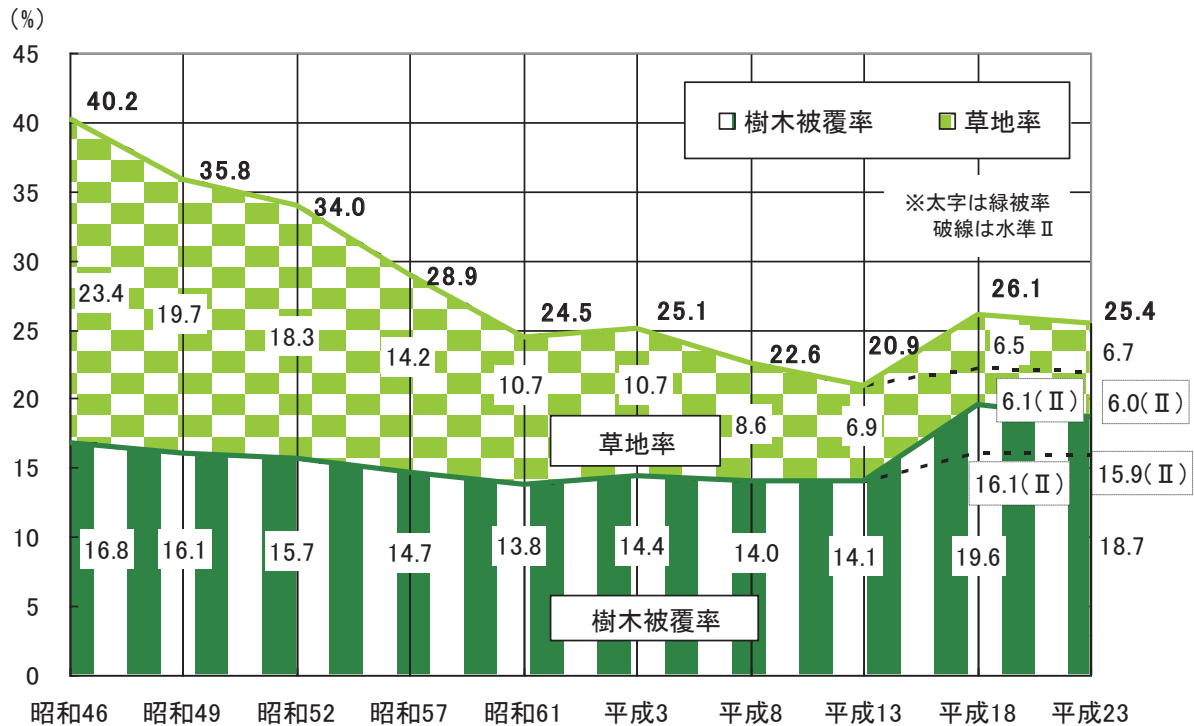
区内のみどりの現況の把握を目的として、条例に基づき5年ごとにみどりの実態調査を実施しています。

[平成23年度調査結果]

■ 緑被等の内訳



■ 緑被率の推移



緑被率の測定単位：
 昭和48年～昭和61年…抽出規模 100㎡
 平成3年～平成13年…抽出規模 10㎡ (水準Ⅱ)
 平成18年～平成23年…抽出規模 1㎡ (水準Ⅰ)

(4) みどり 30 推進計画

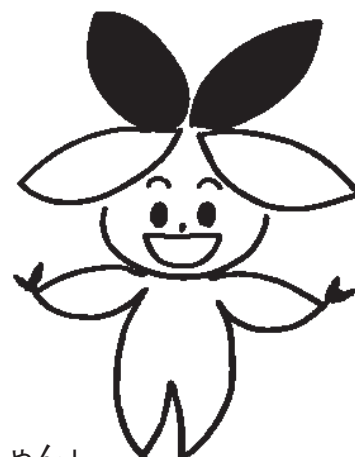
「みどりを保護し回復する条例」制定時に 34%あった練馬区の緑被率が平成 13 年に 20.9%にまで減少したことから、今のこどもたちが大人になって活躍する概ね 30 年後に 30%になることを目指し、平成 18 年 1 月に区長を本部長とする全庁的組織「みどり 30 推進本部」を設置し、平成 18 年 12 月に「みどり 30 推進計画」を策定しました。平成 24 年度に前期 5 か年の事業計画終了とともに、各取組における基本的な考え方を見直し、第二期事業計画を策定しました。

第二期事業計画では、以下の 3 点を重点事業として位置付けています。

①みどりを愛し守り育む心を育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業を推進する ・みどりを愛し守り育む心を広げる ・練馬みどりの機構の機能を強化する
②“見えるみどり”を増やす	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の“見えるみどり”を増やす ・民有地の“見えるみどり”を増やす
③官民協働による新たな緑化技術の研究・開発	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな芝生化技術の研究・開発 ・新たな施設緑化技術の導入検討

また、以下の 9 つの柱からなる施策により、みどりの保全と創出を進めます。

- ①みどりを地域みんなで愛し守り育む
- ②学校のみどりを増やす
- ③公共施設のみどりを増やす
- ④道路・河川などの連続するみどりを増やす
- ⑤公園のみどりを増やす
- ⑥宅地のみどりを守り増やす
- ⑦農地を守る
- ⑧樹林を守る
- ⑨練馬みどりの葉っぱい基金を活用する



練馬みどりの葉っぱい基金
イメージキャラクター「ぴいちゃん」

2 みどりを守り育てる仕組みづくり

(1) 緑化委員会・緑化協力員制度

区は、区民参加による緑化を進めるため、「緑化委員会」、「緑化協力員」の制度を設けています。緑化委員会は区長の附属機関として設けられ、区の緑化行政に対し、提言を行っています。

一方、緑化協力員は、公募による100人の区民が、それぞれの地域で自主的に緑化活動を行っています。

(2) 花とみどりの相談所

花とみどりの相談所では、みどり豊かなまちを実現するため、みどりに関する講習会や展示会等の開催、区民の皆さんからの植物の栽培・管理について園芸相談を受け付けているほか、みどりに関わる活動を行っている区民サークルを支援するための施設の貸出し等、みどりに関する知識の普及や緑化についてのPRを行っています。

(3) 牧野記念庭園

世界的に有名な植物学者、牧野富太郎博士の住居跡である「牧野記念庭園」が平成22年8月にリニューアルオープンしました。記念館では博士ゆかりの品々を展示し、庭園内では博士が命名したセンダイヤ(サクラ)、スエコザサなどの他300種以上の植物を見ることができます。

(4) 練馬みどりの葉っぱい基金

練馬のみどりを区民みんなで愛し育てていくために、平成16年10月、区は「練馬みどりの葉っぱい基金(条例名:練馬区みどりを育む基金)」を設置しました。基金は、寄付金と区の積立金からなり、樹林地など貴重なみどり資源の保全や取得、民有地の緑化の推進やみどりの普及・啓発、みどりのボランティア活動への支援・助成などのために活用します。平成26年3月末現在、約6億9千5百万円の積立額となっています。

(5) 練馬みどりの機構

平成18年3月に「練馬みどりの機構」が任意団体として活動を開始し、平成21年4月に一般財団法人格を取得、平成22年4月に都市緑地法に基づく緑地管理機構に指定されました。機構は、屋敷林や雑木林・農地などの練馬らしいみどりを媒介とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、みどりの情報ネットワークを構築し、区民・区内事業者そして区の三者の協働により、区内のみどりの保護と保全、育成・活用に寄与することを目的として活動しています。

平成25年11月2日に練馬みどりの機構と区は、練馬らしいみどりの普及啓発と練馬みどりの機構の周知を目的に、「身近に森・みどりのある暮らし『ねりま葉っぱいライフ』」と題して練馬らしいみどりの保護、活用、継承を考えるシンポジウムを実施しました。パネリスト5名を中心に約70名の参加者を交えた討議を行いました。

3 ふるさとのみどりの保全

練馬区は23区の中でもみどり豊かな区です。練馬区のみどりを代表するのは、練馬大根やキャベツから連想される農地とそれを取り巻く雑木林や屋敷林です。しかし、高度経済成長に伴い練馬区への人口流入が激しくなり、こうした土地の宅地転用が進みました。市街化が進む中、ふるさとを象徴する農地や樹林地を保全するために、様々な施策を実施しています。

(1) 保護樹木・樹林

貴重なみどりを保護するために、所有者からの申請を受け、幹周りが1.5m以上の樹木を保護樹木、面積が300㎡以上の樹林を保護樹林に指定しています。平成26年4月1日現在、1,212本（うち民有の樹木1,023本）を保護樹木に、73か所191,212㎡（うち民有の樹林45か所140,876㎡）を保護樹林に指定しています。

(2) 憩いの森・街かどの森

土地所有者のご協力を得て、練馬区内に残る貴重な樹林地の保全を図りながら、憩えるスペースとして区民の皆さんに開放しているのが憩いの森・街かどの森です。それぞれの樹林の特徴を活かしながら、自然への影響を最小限におさえた整備をしています。

憩いの森は1,000㎡以上、街かどの森は300㎡以上1,000㎡未満を基準としており、土地所有者と5年間または20年間の無償貸借契約を結んでいます。所有者は、貸付けられた土地に対する都市計画税、固定資産税が非課税となります。平成26年4月1日現在、憩いの森は43か所107,469㎡、街かどの森は5か所2,983㎡となっています。

(3) 特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境を守るため、都市緑地法に基づき、区内で初めての特別緑地保全地区として、平成18年11月、早宮三丁目に「早宮けやき特別緑地保全地区」を定めました。また、屋敷林としても平成20年1月に練馬区指定天然記念物に指定しました。

(4) (仮称)こどもの森

(仮称)こどもの森は、こどもたちが練馬のみどりの中で交流しながら楽しむ自然体験や自由遊びを通して地域や環境への愛着を深めることにより、練馬のみどりの保全と創出に向けた意識を高めていくことを目的としています。平成23年度から体験イベントを開催し検討を進め、平成24年10月には「(仮称)こどもの森基本構想」を策定しました。平成27年春に羽沢二丁目に開設する予定です。

(5) 土支田農業公園

土支田農業公園は、区民の皆さんが農業を体験し、みどりに興味を持っていただくことを目的に平成5年に開園しました。4月から翌年2月の期間で農業教室を開催し、100世帯が野菜作りなどを学んでいます。

4 身近なみどりの創造と再生

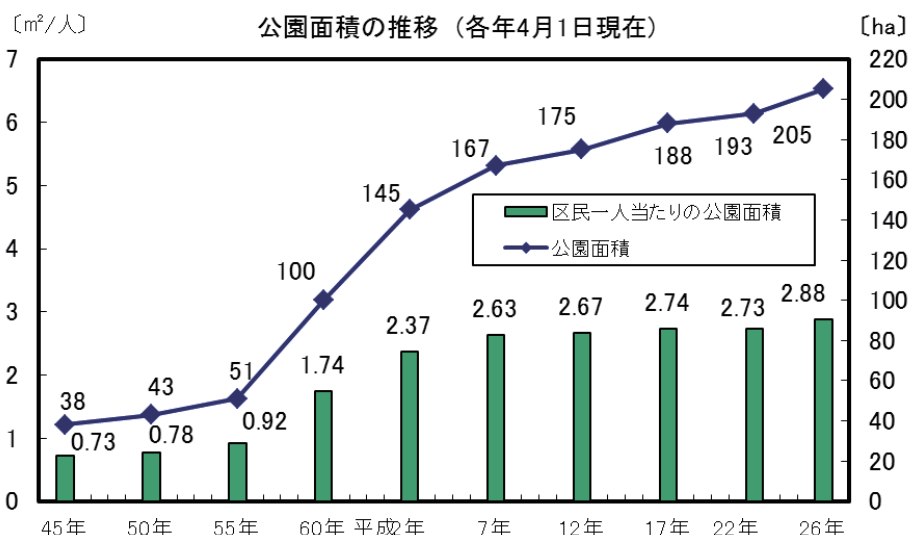
日常生活における潤いのある環境をつくるために、地域で身近なみどりの核となる街区公園の整備、生け垣化などの推進、道路や河川、駅前や公共施設などの緑化に取り組んでいます。

(1) 公園整備

区内の公園、緑地や児童遊園などは、平成26年4月1日現在、都立公園4園を含め654園あり、その面積の合計は、2,053,335.35㎡です。区民一人当たりの公園面積は2.88㎡で、昭和45年に比べると3.9倍になっています。

練馬区立都市公園条

例では、区民一人当たりの都市公園の標準面積を5㎡と定めています。また、「練馬区みどりの基本計画」では、区民一人当たりの公園面積(児童遊園を含む)の目標値を6㎡としています。今後も目標の達成を目指し、地域の特性を考慮した安心して楽しめる公園整備を進めていきます。



(2) 地域の緑化

学校緑化

区立の小・中学校は、教育の場であるとともに、地域社会のかけがえのない空間です。区では、みどり豊かな学校をつくることを目的に校庭の芝生化、みどりのカーテン、屋上緑化を進めています。

これまでに区立の小・中学校99校のうち、35校で校庭の芝生化を、49校でみどりのカーテン等を、12校で屋上緑化を行いました。

みどりの協定

残されたみどりの保護と失われたみどりの回復を図るために、一定の地域の区民と区が協定を結び地域の緑化を進めています。平成26年3月31日現在、18地域で協定が結ばれており、区から配付した苗木による緑化と地域住民による美化が行われています。

みどりの街並みづくり事業

みどり豊かで潤いのある街並みを形成するために、みどりの街並みづくり事業を実施し、生け垣化や屋上緑化、沿道緑化等に要する経費の一部を助成しています。

「生け垣化助成」は、震災時の安全確保の目的を兼ねており、ブロック塀を生け垣に作り替える際には、生け垣の設置のみならず、ブロック塀の撤去経費も助成対象としています。平成 25 年度は 19 件、総延長 218.1m の生け垣に助成しました。

「屋上緑化助成」は、民間建築物の屋上に新たな緑化空間を創出する事業に対して助成しています。平成 25 年度は 2 件、面積 50.74 m² の緑化に助成しました。

「沿道緑化助成」は、住宅の道路に面した部分を対象として緑化に要する経費を助成しています。緑化に要する舗装の撤去経費も助成の対象としています。平成 25 年度は 6 件、面積 33.5 m² の緑化に助成しました。

出生記念苗木配付

出生の記念として、申込みのあった方へ苗木を配付し、みどりに対する意識の向上および啓発を図っています。平成 25 年度は春と秋に行い、1,607 本の苗木を配付しました。

緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じてみどりを確保するため、緑化に関する事前協議をしなければなりません。平成 25 年度は 672 件の緑化計画の事前協議がありました。



みどりのカーテン